

聖籠町行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月二十五日

聖籠町長 渡邊廣吉

聖籠町規則第十七号

聖籠町行政組織規則等の一部を改正する規則

(聖籠町行政組織規則の一部改正)

第一条 聖籠町行政組織規則(平成十年聖籠町規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条の表町民課の部町民サービス係の款中三の項を次のように改める。

三 中長期在留者住居地届出等に関すること。

第三条の表町民課の部町民サービス係の款中十四の項の次に次のように加える。

十五 旅券に関すること。

(聖籠町印鑑条例施行規則の一部改正)

第二条 聖籠町印鑑条例施行規則(昭和五十一年聖籠町規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「又は外国人登録原票」を削る。

第三条第一項中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第二項中「第五条第二項第一号」を「第四条第二項第一号」に改め、同条第三項中「第五条第二項第二号」を「第四条第二項第二号」に改める。

第四条第二項中「第十五条」を「第十四条」に改める。

第五条の二第一項中「第十五条の二」を「第十五条第一項」に改める。

第六条中第八号を削り、同条第九号中「第九号」を「第八号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号中「第十号」を「第九号」に改め、同号を同条第九号とし、同

様式第五号から様式第七号までの規定中「昭和」を削る

様式第4号

新潟県北蒲原郡聖籠町	年月日
様	

新潟県北蒲原郡聖籠町長

照会書

本日あなたの印鑑登録申請がありましたので、確認のため照会します。あなたの申請に相違なければ回答書に署名押印して、照会の文書が到達した日の翌日から起算して14日以内に自ら持参してください。また、あなたが病気その他やむを得ない理由で代理人に依頼される場合は、印鑑登録証は、代理人にお渡ししますので、おいでになる人の印鑑も持参してください。

(注) 1 回答書を代理人に依頼される場合、代理人選任届に記入押印してください。
 2 上記期限まで回答書の提出がないときは、登録申請がなかったものとして取り扱います。
 3 回答書を郵送されたものは、受理できませんので御注意ください。
 4 登録する印鑑を持参してください。

回答書

照会のあった印鑑登録申請は、私の意思により申請したものに相違ありません。

新潟県北蒲原郡聖籠町長 様 年月日			登録申請した印鑑
本人の	住所		
		男女	生年月日
		年月日	

↑
この書面は必ず本人が記入してください。
↓

代理人選任届

代理人の	住所		
		男女	生年月日
		年月日	

私の印鑑登録申請に係る、回答書の持参及び印鑑登録証の受領につき、上記の者を私の代理人に選任し、その権限を委任したのでお届けします。

新潟県北蒲原郡聖籠町長 様 年月日	登録申請した印鑑
本人の	住所
氏名	

条第十一号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第十二号中「第十二号」を「第十号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第十三号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号を同条第十四号とし、「第十四号」を「第十三号」に改め、同号を同条第十三号とし、「第十四号」を「第十五号」とし、同条第十五号中「第十五号」を「第十六号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十六号中「解除申請書」を「廃止届」に、「第十六号」を「第十五号」に改め、同号を同条第十五号とする。

様式第一号中「殿」を「様」に改め、「外国人登録証明書」を削る。

様式第二号中「昭和」を削る。

様式第四号を次のように改める。

り、「殿」を「様」に改める。

様式第八号を削る。

様式第九号を次のように改め、同様式を様式第八号とする。

様式第8号

印鑑登録証明書交付申請書(兼交付簿)

聖籠町長 様		年 月 日	
登録してある人	住所	聖籠町大字	印鑑登録証番号
	氏名	番地	
代理 人	住所	男・女	必 要 な 枚 数
	氏名	明・大・昭・平 年 月 日生	枚

窓口本人確認
免許証
保険証
パスポート
その他の
()

様式第十号中「昭和」を削り、同様式を様式第九号とする。

様式第十一号中「昭和」を削り、同様式を様式第十号とする。

様式第十二号中「殿」を「様」に改め、「昭和」を削り、同様式を様式第十一号とする。

様式第十三号中「住発」及び「昭和」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式を様式第十二号とし、様式第十四号を様式第十三号とする。

様式第十五号中「昭和」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式を様式第十四号とする。

様式第十六号中「解除申請書」を「廃止届」に、「殿」を「様」に改め、同様式を様式第十五号とする。

(聖籠町子ども手当事務処理規則の一部改正)

第三条 聖籠町子ども手当事務処理規則（平成二十三年聖籠町規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「外国人登録原票」を「住民基本台帳」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。